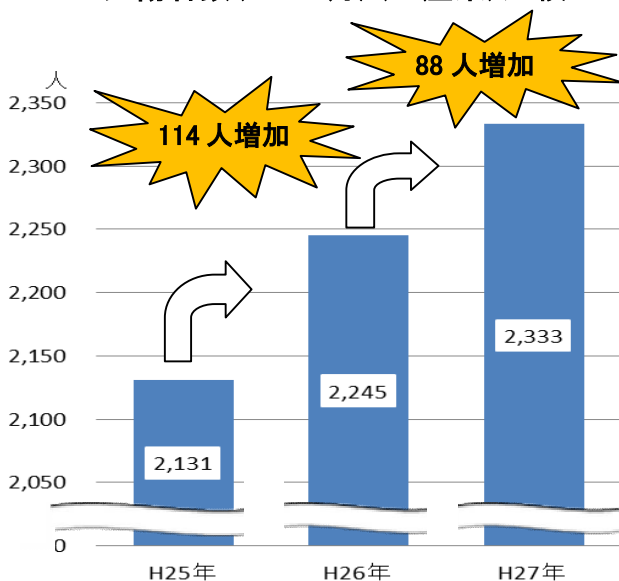
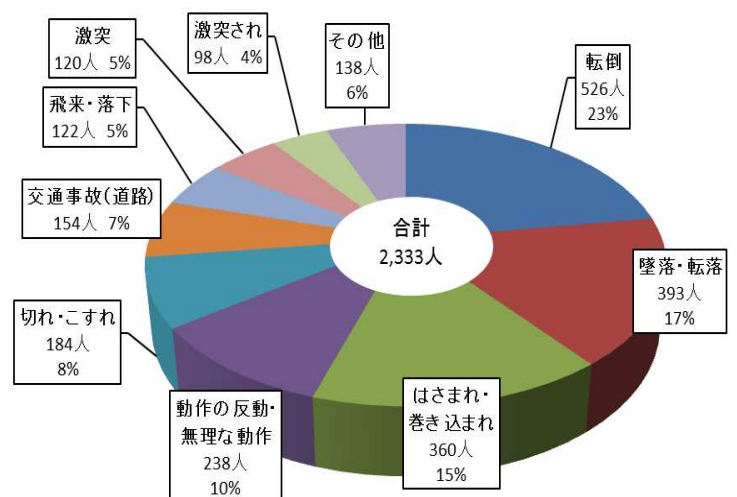


事業主の皆さまへ

STOP!! 労働災害**労働災害が増加しています。****今一度 労働災害防止対策の徹底を！**

静岡県内の労働災害は、平成26年は前年に比べて増加し、平成27年に入ってもその増加傾向は止まらず、8月末の暫定値(速報値)の休業4日以上(以下、「死傷者数」という。)の死傷者数については、前年に比べて、88人(3.9%)増加し、2,333人となっています。

労働災害は本来あってはならないものです。事業主の皆様におかれましては、労働災害の防止のために、職場の安全衛生活動について今一度総点検していただくとともに、労働災害防止の取組の徹底をお願いします。

静岡県内の労働災害発生状況(1月～8月)(速報値)**死傷者数(1～8月)(全産業)比較****事故の型別内訳(27年1～8月)(全産業)**

資料出所：労働者死傷病報告

労働災害の減少に向けた取組を

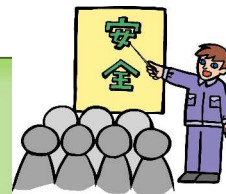
1. 経営トップが安全衛生方針を表明し、職場巡視を行い、職場の安全意識の高揚を図りましょう。
2. 機械設備、作業内容などを総点検して、危険箇所、不安全行動などを洗い出し、機械設備、作業方法、職場環境を改善しましょう。
3. 雇入れ時教育などの安全衛生教育を効果的に実施しましょう。

主な事故の型別の対策については、裏面へ



労働者死傷病報告（休業4日以上）を集計すると、

転倒災害、墜落・転落災害、はさまれ・巻き込まれ災害で、災害全体の過半数を占めます。



（事故の型別対策）

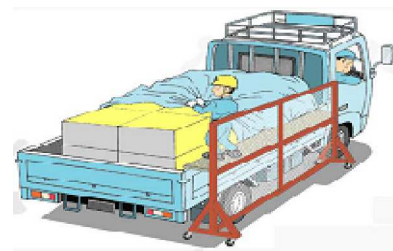
転倒災害を防ぐ！

- 床の凹凸や段差などをなくし、床面の水、汚れ（油、粉など）は取り除きましょう。
- 物の置き場所を定め、歩行場所には物を放置しないようにし、安全通路を確保しましょう。
- 足元が見えない状態での作業や、ながら（携帯電話を使用しながらなど）歩行をしないようにしましょう。
- 作業に適応した、滑りにくく、安定した履物を着用しましょう。
- 転倒危険場所には、注意喚起のステッカーなどを貼りましょう。



墜落・転落災害を防ぐ！

- 階段には、手すりや滑り止めを設け、はしご、踏み台、脚立は、正しい方法で使用しましょう。
- 高所の床の端には、周囲に手すりや柵を設けましょう。
- 高所での作業やトラック荷台上での荷役作業時には、保護帽（墜落時保護用（型式検定合格品））を着用し、あご紐も確実に締めましょう。
- 高所での作業時には、保護帽とともに、安全帯を使用しましょう。



はさまれ・巻き込まれ災害を防ぐ！

- 危険な部分には、安全ガード（覆い、蓋、囲いなど）、安全装置などを設けましょう。
- 機械の清掃、異物を取り除く時、調整時などでは、必ず機械を停止させてから行いましょう。
- 非定常時の作業などでは、機械の運転再開時の合図を定めて、合図してから稼働させましょう。
- フォークリフトや重機作業などでは、接触する危険のおそれがある場所への労働者の立入を禁止しましょう。



（共通対策など）

- 4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）を推進しましょう。
- リスクアセスメントを実施し、リスクの低減を図りましょう。
- 高年齢者の特性に配慮し、作業環境や作業方法などを見直しましょう。
- ヒヤリ・ハット報告活動、KY（危険予知）訓練、危険の「見える化」を行いましょう。
- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく安全対策を推進しましょう。
- 腰痛予防対策（作業姿勢や作業内容の改善、腰痛予防体操の実施など）（「職場の腰痛予防対策指針」）を講じましょう。
- 安全衛生管理体制（安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者、衛生推進者などの選任、安全委員会、衛生委員会の設置など）を確立しましょう。

